

大阪広域環境施設組合条例第8号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																																
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 [同左]																																
<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>352,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>397,600円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>442,900円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>502,400円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>583,700円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>682,000円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>796,900円</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	<u>352,000円</u>	2	<u>397,600円</u>	3	<u>442,900円</u>	4	<u>502,400円</u>	5	<u>583,700円</u>	6	<u>682,000円</u>	7	<u>796,900円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>342,800円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>387,300円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>431,400円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>489,300円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>568,500円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>664,300円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>776,200円</u></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	<u>342,800円</u>	2	<u>387,300円</u>	3	<u>431,400円</u>	4	<u>489,300円</u>	5	<u>568,500円</u>	6	<u>664,300円</u>	7	<u>776,200円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>352,000円</u>																																
2	<u>397,600円</u>																																
3	<u>442,900円</u>																																
4	<u>502,400円</u>																																
5	<u>583,700円</u>																																
6	<u>682,000円</u>																																
7	<u>796,900円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>342,800円</u>																																
2	<u>387,300円</u>																																
3	<u>431,400円</u>																																
4	<u>489,300円</u>																																
5	<u>568,500円</u>																																
6	<u>664,300円</u>																																
7	<u>776,200円</u>																																
[2・3 略] (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第9条 [略] [2 略]	[2・3 同左] (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第9条 [同左] [2 同左]																																
3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号及び第4項並びに第3条第3項第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「 <u>100</u> 」	3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号及び第4項並びに第3条第3項第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「 <u>100</u> 」																																

分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」と、同条例第3条第3項第1号中「100分の215」とあるのは「100分の180」とする。

分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」と、同条例第3条第3項第1号中「100分の210」とあるのは「100分の175」とする。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の給与に関する条例の適用除外等) 第9条 [略] [2 略] 3 特定期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号及び第4項並びに第3条第3項第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」と、同条例第3条第3項第1号中「100分の212.5」とあるのは「100分の	(職員の給与に関する条例の適用除外等) 第9条 [同左] [2 同左] 3 特定期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号及び第4項並びに第3条第3項第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」と、同条例第3条第3項第1号中「100分の215」とあるのは「100分の180」とする。

177.5」とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、令和7年4月1日から適用し、改正後の条例第9条第3項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。